

組合からのお知らせ

●建物の建築、分筆登記申請、各種証明書類の発行終了について

(1) 建物の建築

建物を新築又は増改築しようとする場合には、組合を経由せずさいたま市建設局南部建設事務所建築審査課（電話：048-840-6242）などへご相談下さい。

(2) 分筆登記申請

土地の分筆登記は、組合を経由せず土地家屋調査士等を介してさいたま地方法務局へ登記申請を行ってください。

(3) 各種証明書類の発行終了

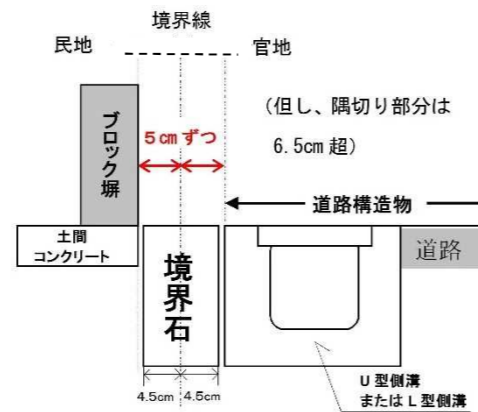
土地区画整理事業中に組合が発行していた仮換地証明書、底地番証明書及び保留地証明書などの各種証明書につきましては、換地処分公告に伴い発行を終了しました。

組合からのお願い

●門・塀などをつくる時のご注意

道路とみなさんの土地の境界線上に門・ブロック塀などをつくる時は塀などの外面が境界線より**5センチメートル** **ル** **民地側**となるように設置してください。

このことはさいたま市の要綱で定められており、将来の塀などの管理のためにも有効です。



●権利の届出をしてください（定款第66条及び第68条）

土地の売買や相続等で権利関係に変動を生じた際は、組合に届出が必要となります。また、新たに土地の権利を共有で取得された場合には、共有者の中から*代表者1人を選任して組合に届け出てください。

※ 代表者1人を選任：共有者の方々については、土地区画整理法第130条第2項に「宅地の共有者は、それぞれのうちから代表者1人を選任し、その者の氏名及び住所を施行者に通知しなければならない。」との規定があります。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先（組合事務局）	管理課 048-823-5221（資金管理・換地に関すること）
一般財団法人さいたま市土地区画整理協会	補償課 048-823-5226（建物補償に関すること）
〒338-0002 さいたま市中央区下落合2-18-6	工事課 048-823-5227（工事に関すること）
http://saitama-kukaku.jp/	

さいたま都市計画事業

大間木水深特定土地区画整理事業

区画整理だより

令和4年5月 発行

ごあいさつ

青葉の候、権利者の皆様におかれましてはお健やかに過ごしのことと存じます。さて、今回の区画整理だよりでは、令和4年度の収支予算及び定款の一部変更についてご報告させていただきます。

平成3年より皆様方のご理解ご協力のもと進めてまいりました当組合事業も、いよいよ今年度をもちまして組合の解散となります。役員一同、最後まで努力してまいり所存ですので、引き続き皆様方のご理解・ご協力をお願い申し上げますとともに、発行にあたってのご挨拶といたします。

最後にこのたびの新型コロナウイルス感染拡大に際しましては、大変なご心配、ご不便な思いをされておりますことと、心よりお見舞い申し上げます。



さいたま市大間木水深特定土地区画整理組合

理事長 原田 貞夫

定款の一部変更について

令和4年2月22日に開催されました第2回総代会において、定款の一部変更が議決されましたので、ご報告します。

変更前	変更後
(公告の方法) 第69条 この組合の公告は、事務所の掲示場、さいたま市の掲示場及び理事長の指定する場所に 掲示して行う。	(公告の方法) 第69条 この組合の公告は、事務所の掲示場及びさいたま市役所の掲示場に掲示してするものとする。 ※変更前の下線部を変更

令和4年度事業概要

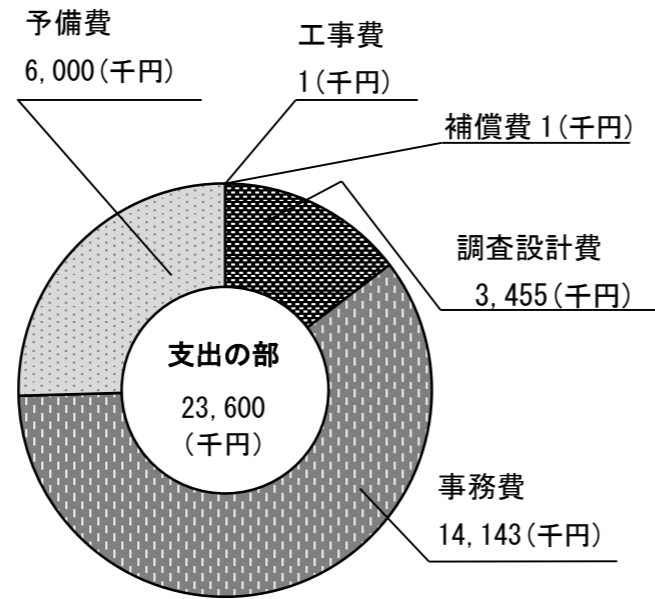
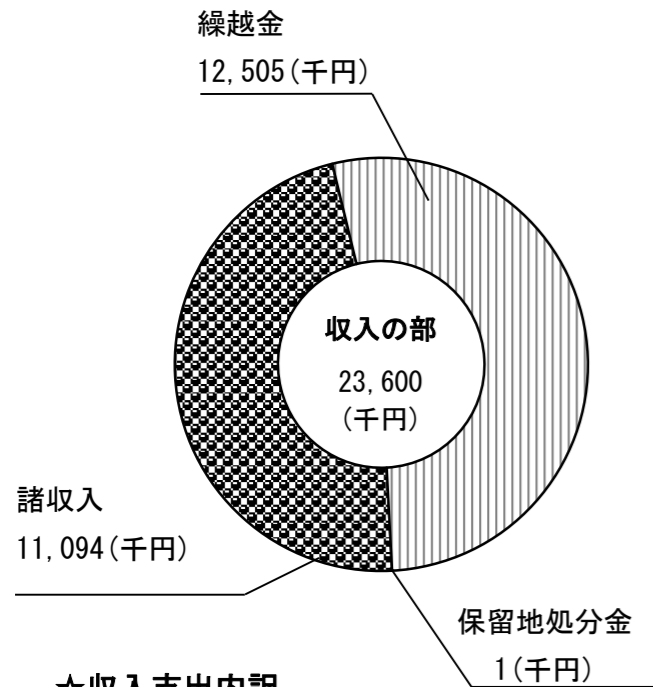
種別	内容
調査設計	清算金徴収交付事務等業務委託 管理調書作成業務委託 解散認可申請書作成業務委託

■令和4年度収入支出予算

令和4年2月22日に開催されました総代会において、令和4年度収入支出予算が承認されました。

今年度は繰越金等を財源として、清算金徴収交付事務等業務委託、管理調書作成業務委託、解散認可申請書作成業務委託を行うべく合計23,600千円を予算計上しました。

☆収入支出割合



☆収入支出内訳

収入項目	金額 (千円)
保留地処分金	1
諸収入	11,094
繰越金	12,505
合計	23,600

支出項目	金額 (千円)
工事費	1
補償費	1
調査設計費	3,455
事務費	14,143
予備費	6,000
合計	23,600

組合事務局の事務所の一時移転について(お知らせ)

さいたま市中央区にあります(一財)さいたま市土地区画整理協会が入居している建物が、本年8月から来年3月(予定)まで中規模修繕を行います。このため、その間組合事務局は、(旧)東清掃事務所(さいたま市見沼区新堤 272-1)に一時移転して事務を行います。なお、詳細につきましては、決まり次第協会ホームページ等によりお知らせいたします。皆様方にはご迷惑をおかけする次第となりますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

* お問い合わせ先

一般財団法人さいたま市土地区画整理協会
総務課 電話048-826-5393

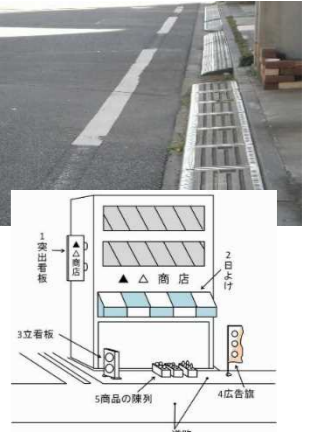
＜道路の使用についてのお願い＞

1. 道路に物を置かないでください。

道路上に物(コンクリート板、道路段差解消ステップ、バリケード、カラーコーン、立看板、広告旗、消火器、荷物、商品、自動販売機など)を置いたままにすることは歩行者、自転車や車の通行の障害になり、交通事故を引き起こす原因にもなります。

また、歩行者がつかずいて転倒する事故にもつながります。

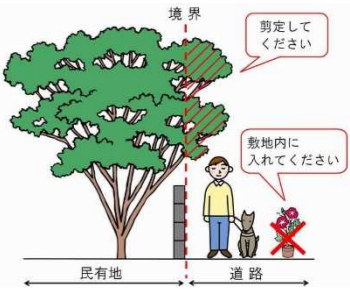
そのため、道路上に物を置いている場合は、取り除くか敷地内に入れるなどの対応を行ってください。



2. 庭木の枝は敷地内で管理してください。植木鉢等は道路・側溝の上に置いてはいけません。

敷地を越えて樹木の枝が歩道や車道へはみ出すと、歩行者や車の通行の障害になり、また、道路の見通しを悪くし、交通事故を引き起こす原因にもなります。枝等が落下した際には、思わぬ事故を引き起こすこともありますので、所有者の方は、樹木の剪定や手入れをしてください。

道路上(歩道・側溝を含む)に植木鉢等を置くことは、歩行者や自転車等の安全・快適な通行の妨げとなり、交通安全上問題となることがありますので、敷地内に入れてください。



3. 道路への土砂流出防止と流出土砂の撤去にご協力ください。

大雨のあとに、畑などの土砂が道路上へ流出し、歩行者や車の通行の障害となることがあります。また、流出した土砂が側溝を埋めてしまい、道路の排水機能が失われてしまう事例も見受けられます。

皆様の道路の安全を確保するため、土地の所有者の方は土砂が流出しないよう防止策をお願いします。万が一、土砂が道路へ流出してしまった場合は、速やかに土砂の撤去をお願いいたします。



※道路上に置かれたものや、はみ出したものが原因で事故が発生した場合、物件の所有者が責任を問われる場合があります。道路を歩行者や自動車が安心・安全に通行できるよう、皆様のご協力をお願いします。

民地建柱についてご協力お願い致します

各家庭に電力等を供給するために必要な電柱等につきましては、道路の有効利用かつ安全な利用及び街路の美観の確保等から、民地内への電柱等の設置をお願いしております。

今後、建柱の際には、電力・通信事業者が皆さまの土地借用等のお願いに伺うことがありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。